## 資料1-1

中央教育審議会大学分科会 教学マネジメント特別委員会 (第9回) R1.9.24

## 教学マネジメント特別委員会 審議ロードマップの修正について

文部科学省高等教育局

- 〇 教学マネジメント特別委員会では、各大学等における教学マネジメントの確立に向けた方策(学修成果の可視化や情報公表の在り方を含む)について専門的な調査審議を行うことを所掌事務として、審議を進めてきていただいた。審議ロードマップには、「教学マネジメントに係る指針」の作成、学修成果の把握・可視化と情報公表を念頭に省令改正について本特別委員会で取り扱う旨が記載されている。
- 本特別委員会の審議においては、学修者本位の教育を実現するという観点を重視した 議論を行っていただいている。また、教学マネジメントは各大学が自らの責任において、 各大学の事情に合致した形で構築すべきものであることを前提とした上で、「教学マネ ジメントに係る指針」としてわかりやすい形で示し、大学の自主的な改革の促進を図る ことを中心として議論を行っていただいている。
- 〇 一方で、<u>設置認可や認証評価など国が行う質保証システムの改善、設置基準等の質保証システムの見直しについては、質保証システム部会を大学分科会に設ける</u>ことになっていることから、<u>本特別委員会においては、現行の制度を踏まえた指針の作成と、これを念頭に置いた学修成果の可視化と情報公表の在り方を集中的に議論</u>していくものと、座長には議論の進め方を整理していただいているところである。
- 〇 今般、これまでの審議の状況等を踏まえつつ、質保証システム部会の立ち上げに当たって、本特別委員会と同部会それぞれの審議の範囲について事務局である文部科学省高等教育局において検討を行ったところ、「学修成果の把握・可視化」及び「情報公表」に係る制度改正(省令改正を通じた義務づけ等)については、
  - ・法令上の措置を通じて国が行う質保証システムの一環であること
  - ・今後同部会で行われることが見込まれる<u>設置基準、設置認可審査、認証評価等の制度的見直しと一体的に検討することが、国が行う質保証という観点から包括的な検</u>討が可能となること

から、<u>質保証システム部会において御議論を行っていただくものとして整理し</u>、本特別 委員会のロードマップを修正することとしたい。

○ 本特別委員会においては、「学修成果の把握・可視化」及び「情報公表」について、 引き続き、大学の自主的な取組を後押しするという観点から、必要な事項の意義・内 容・方法等について議論を行っていただき、今後作成される「教学マネジメントに係る 指針」に盛り込むとともに、その成果を質保証システム部会に引き継ぎ、今後の制度改 正の議論を行うに当たっての前提としていただきたいと考えている。

(以 上)